

加齢性難聴者の補聴器購入に対する
公的支援制度創設を求める請願書

紹介議員

鈴木一夫
江子春治
鈴木俊祐
余

請願第 一一号



2022年9月7日

盛岡市議会
議長 竹田 浩久 様

盛岡市本町通2丁目1-36 浅沼ビル4F

全日本年金者組合岩手県本部盛岡支部

執行委員長 菅原 春夫



盛岡市本町通1丁目10-35

新日本婦人の会盛岡支部

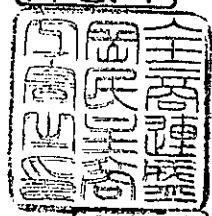
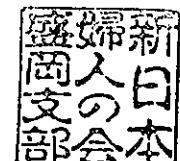
支部長 岡田 良子



盛岡市松尾町19-8

盛岡民主商工会

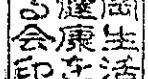
会長 藤沢 光一



盛岡市本町通2丁目8-32

盛岡生活と健康を守る会

会長 村山 繁



盛岡市本町通2丁目1-36 浅沼ビル6F

盛岡地域社会保障推進協議会

会長代行 佐々木 敏幸



加齢性難聴者の補聴器購入に対する 公的支援制度創設を求める請願

【請願の趣旨】

加齢性難聴はコミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。コミュニケーションが減り、会話しないことで脳に入ってくる情報が少なくな

ることが脳の機能低下につながり、うつ病や認知症につながるのではないかと考えられています。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器です。

日本の難聴者率は欧米に比較して大差はないと言われていますが、補聴器の使用率は欧米と比べると大きな開きがあります。一般社団法人日本補聴器工業会の調査報告によりますと、イギリスの47.6%に対して日本は14.4%と極端に低い数値となっています。この背景には、日本において補聴器が高額であることと公的支援制度の不十分さがあります。補聴器は片耳あたり概ね15~30万円と高価で、しかも医療保険の適用がありませんので、基本的に全額自己負担となります。

欧米では補聴器を「医療のカテゴリー」として、41デシベル以上の中等度難聴者から補聴器購入に対する公的補助制度が確立されていますが、日本では「障害のカテゴリー」として限定的に対応されています。すなわち、身体障害者手帳所持者（両耳70デシベル以上の高度・重度難聴者）の場合のみ補装具支給制度により負担が軽減されています。

盛岡市においては、補装具制度の対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴者（30デシベル以上70デシベル未満）に対して、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、単独事業とし「盛岡市難聴児補聴器購入助成事業」を実施しています。しかし、18歳以上の軽度・中等度難聴者は補助対象外となるため、約9割の人は全額自費で購入しているのが実状です。この高額な価格と補助・支援制度の不十分さが特に、低所得の年金暮らしの高齢者の補聴器の購入・使用を妨げています。

耳が聞こえにくい、聞こえないということが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

近年、国内においては加齢性難聴者の補聴器購入制度を整備する自治体が増加しているところですし、「加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制を創設する」よう地方自治法第99条にもとづいて、内閣総理大臣はじめ関係部署に意見書を送付する自治体も増加しているところです。

岩手県内においても、大船渡市、遠野市及び九戸村が加齢性難聴者の補聴器購入制度を整備し実施していますし、意見書も宮古市議会、大槌町議会、釜石市議会及び岩手県議会が提出済みとなっています。

つきましては、貴議会におかれましては以上の趣旨をご理解いただき、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を創設するよう下記の項目について採択して下さるようお願いいたします。

記

- 1 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を創設するよう地方自治法第99条にもとづいて、内閣総理大臣はじめ関係部署に意見書を送付すること。